

被災後すべきこと 生活再建編 その1

最初にすること 罹災証明

被災したことを
証明する証明書

弁護士 永野 海
法律と防災のページ
このページを参考に作成しています

詳細



全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊など
被災の程度が示されます

被災者支援に関する各種手続きに必要な

受けられる支援や特例措置

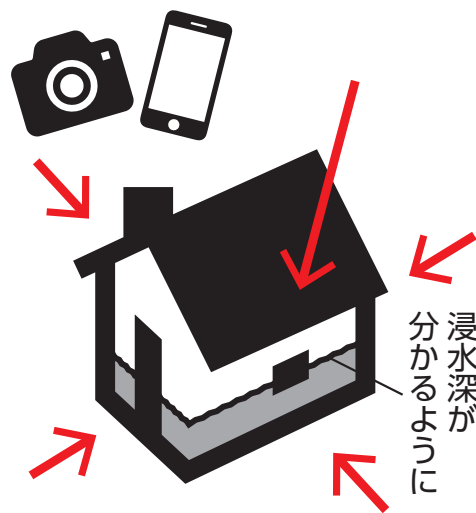
相談先は行政の場合、民間の場合それぞれあります

もらえる	支援金・義援金・物資・食事配給 等
借りられる	再建資金・生活資金 等
減免される	税・保険料・公共料金・債務（ローン） 等
猶予される	年金・各種支払い 等
受けられる	仮設住宅・応急修理・各種サービス 等

① 被害状況の写真を撮る

片付けを始める前に！

手続きの流れ



家屋＝4方向
家財＝各部屋

各部屋
家財・家電も撮影

② 相談窓口で手続

罹災証明相談窓口
特設テントが出る場合も
あります



その後
被害認定調査があります

③ 書類交付

市町村窓口
出張所等で
罹災証明書が
交付されます



被災後すべきこと 生活再建編 その2

罹災証明取得後にする 各種手続き

問い合わせ先

それぞれ個別に手続きが必要です！

減免・猶予手続き 税・保険料・公共料金・
年金・各種支払い等



行政へ

被災者生活再建支援制度

☒ 支援金

基礎支援金

住宅の被害程度などに
応じて支給

加算支援金

住宅の再建方法などに
応じて支給

☒ 義援金

集められた寄付金が自治体を通じ
被災された**人**に**直接**届けられる



保険会社

☒ 火災保険

☒ 自動車保険

☒ 生命保険・傷害保険



まずは加入している保険会社に連絡

証書を失くして自分の入っている保険が**わからない**とき

生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」

日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」

☎ 0120-001731 (平日 9:00-17:00)

☎ 0120-501331 (平日 9:15-17:00)

債務(ローン)

☒ 弁護士へ相談

メリット

- ・破産しなくてよい場合も
- ・信用情報に影響しないことも
- ・生活再建・事業再建しやすい

「自然災害債務整理ガイドライン」に基づき
債務が減免される場合があります



無料相談窓口が設置されることもある